

学習指導要領の改訂に伴い、平成24年度から中学校保健体育では、「医薬品の正しい使い方」の学習内容が加わりました。さらに高等学校保健体育では、平成25年度より「医薬品には、医療用医薬品（病院で処方される）と一般用医薬品（薬局等で処方箋なしで購入できる）があること、承認制度により有効性や安全性が審査されていること、及び販売には規制があることを理解出来る様にする。疾病からの回復や悪化の防止には、個々の医薬品の特性を理解した上で使用法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解出来る様にすることあります。

医薬品に関する教育は、2000年に、WHOがセルフメディケーションを自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すると定義したことになります。6月12日には改正薬事法が施行され、多くの薬がネット販売可能な状態になりました。しかし、全ての薬が購入出来るわ

## 薬の正しい使い方

けではなく、医療用医薬品（医者の処方箋の下使用される）と要指導医薬品（劇薬を含む指定された品目）に関しては、今まで通りの対面販売となります。

これは、副作用、相互作用等、専門知識が無いと危険な薬もあるため施された対応です。お医者さんで処方された薬を家族や、知り合いにあげることは大変危険です。副作用は全ての人に出る訳ではありません。自分が大丈夫で良い薬だと思っていても、他の人は副作用が強く出て飲んではいけない物かもしれないのです。

市販の薬については、箱の中に、薬の説明書が必ず入っています。開封後すぐに捨てでないで、その薬が無くなるまで一緒に保管し、服用時は再度服用方法を確認しましょう。用法用量は必ず守る必要があります。倍飲めば倍効くなんてことはなく、副作用のリスクが倍になることを理解し、薬は正しく使いましょう。そんな時は是非お薬手帳を活用し、自分の

# 薬包紙

し

第28回



一般社団法人岐阜県薬剤師会  
常務理事 日比野 靖